

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年6月9日

準備書面(23)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜明



同

茅根 熙和



同

春原 誠



同

江口 正夫



同

池田 秀雄



同

長原 悟



同

八木 宏



同

濱松 慎治



同

川島 慶



## 目 次

第1	はじめに .....	3
第2	原子力規制委員会による本件評価書の受けとめ .....	4
1	平成28年度第6回原子力規制委員会における委員等の発言 ..	4
(1)	本件評価書の位置付け .....	4
(2)	「今後の課題」の位置付け .....	8
(3)	シームS-1北西部の評価の位置付け .....	11
(4)	まとめ .....	12
2	原子力規制委員会委員長定例記者会見における田中委員長等の 発言 .....	13
(1)	本件評価書の位置付け .....	13
(2)	本件評価書における「否定できない」の意味 .....	14
(3)	新規制基準適合性審査における本件評価書の取扱い .....	15
(4)	まとめ .....	15
第3	結語 .....	16

被告は、平成28年4月27日、「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」（以下「本件有識者会合」という。）が原子力規制委員会に本件敷地内シームに係る評価書を提出したことを踏まえ、本準備書面において、まず、原子力規制委員会による受けとめ（委員等の発言）からすれば、同評価書は、本件敷地内シームの活動性について、専門的知見に基づき科学的・総合的に判断したものとは到底いえないことを明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

## 第1 はじめに

本件有識者会合は、ピア・レビュー会合（平成27年11月20日開催）後、第8回評価会合（平成28年3月3日開催）を経て、平成28年4月27日、平成28年度第6回原子力規制委員会において、本件敷地内シームの評価として「北陸電力株式会社志賀原子力発電所の敷地内破碎帯の評価について」（以下「本件評価書」という。）を提出した。

そして、同日の上記委員会での議論、発言及び同委員会後の原子力規制委員会委員長定例記者会見における委員長等の発言から、本件評価書の原子力規制委員会における位置付けが明確となった。

すなわち、本件評価書は、現存しない旧トレンチのスケッチ等の限られたデータに拘泥するあまり、本件敷地内シームの活動性に係る最終的な結論を出せないまま取りあえずまとめたものであって、さらに、本件原子力発電所以外の原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の評価書にはない「今後の課題」なるものを示すことで、結局、かかる活動性の判断を原子力規制委員会による新規制基準適合性審査に全て委ねたものに過ぎず、原子力規制委員会

としては、本件敷地内シームの活動性について、本件評価書のみでは判断することはできない（しない）としていること、要するに、本件評価書は、新規制基準適合性審査の前提となるような専門的知見に基づく科学的・総合的な判断を行ったものではないと位置付けていることが明らかとなった。

## 第2 原子力規制委員会による本件評価書の受けとめ

### 1 平成28年度第6回原子力規制委員会における委員等の発言

#### (1) 本件評価書の位置付け

平成28年度第6回原子力規制委員会において、「議題1：北陸電力株式会社志賀原子力発電所敷地内破碎帯の評価について」として、原子力規制庁の小林長官官房耐震等規制総括官（以下「小林総括官」という。）から本件評価書の概要が説明された（乙A94の3ないし5頁）。

上記説明に対し、まず、更田（ふけた）原子力規制委員会委員長代理が、①本件敷地内シームの「議論・評価の場を審査の舞台に移した方がよいという判断なのでしょうか。」、②本件評価書について、「破碎帯評価全体の流れの中では、言ってみれば中間報告的なものと位置付けられると考えてよいのか」、③本件評価書の結論にある「解釈するのが合理的」との表現は、「これまでのほかのサイトの報告書の表現とはかなりトーンが異なっている」と指摘し、さらに、「ピアレビュー会合では、S-1の北東部の一部が後期更新世以降に活動していたということに関しては『可能性が否定できない』という表現をもって同ピアレビュー会議の結論としてい」とし、本件評価書の「解釈するのが合理的」との表現は「ピアレビュー会議とはやや異なる結論を導いたということなのでしょうか。」として、本件評価書の位置付けや結論の

根幹に係る3点の質問をしている(乙A94の6頁)。

これに対し、小林総括官は、まず、「ピアレビュー会合のときの主な議論でございますけれども、ここから申し上げますと、1つは旧トレンチのスケッチ・写真の評価、それとあと数値解析(被告注：シミュレーション解析と同義)ですね、それで活動性の判断をしているということで、それが議論になったということで私は認識しております。1つ、数値解析による活動性の判断の件、これは判断の根拠に位置付けないということで今回の評価書の中で対応させていただいております。」(乙A94の6、7頁。以下、下線は被告)として、本件評価書は「旧トレンチのスケッチ・写真」のみに基づき判断したものであるとした上で、以下のとおり回答している。

ア ①について

小林総括官は、「報告書の中では今後の課題というものをメインに記載させていただいております。(略)有識者会合の方の指摘の今後の課題、こういったものを中心に、今後、審査会合等で議論を進めていきたいというふうに私どもとしては考えてございます。」(乙A94の7頁)と回答している。

また、原子力規制庁の櫻田原子力規制部長も、「この有識者会合はもう既に2年を超えるような長期間にわたってやっただいているということもございまして、そういう意味では、なるべく早く結論を出すということは必要であろうということが元々ございました。(略)これ(被告注：本件評価書)は有識者としての最終報告と考えていただければというふうに思います。(略)今後その審査をしていかなければなりません。それから、その審査に当たっては、この有識者会合の評価書だけ

で審査するというわけにもいきません。限界があったということも事実なので（略）今後、データを集めて、それをもとにし  
っかりと最終的な原子力規制委員会としての判断を導き出して  
いただけるような形で審査を進めていくということが今後の我々の課題かなというふうに考えているところでございます。」  
(乙A94の7, 8頁) と回答している。

すなわち、原子力規制委員会は、本件有識者会合が既に長期間にわたっていることから「なるべく早く結論を出」し、「議論・評価の場を審査の舞台に移」すべきであると考えていたこと、また、本件評価書の主たる部分が、つまるところ、本件敷地内シームの活動性評価ではなく「今後の課題」部分にあるとの認識のもとに、本件敷地内シームについては、今後、あらためて新規制基準適合性審査において議論していくことを明らかにしている（なお、「今後の課題」については、後記(2)であらためて述べる。）。

イ ②及び③について

小林総括官は、「中間的なものかどうかということは、これはまさに限られたデータ、ないスケッチとか写真、こういったもので議論してもこれは結論は出ませんので、新しいデータを事業者なりにそろえてもらって、それをもって判断するのがやはり最終的な結論になるというふうに考えてございます。3つ目の北東側の『解釈するのが合理的』という言葉でございませけれども（略）どうしても今ないものについて議論しても（略）結論は出ないということで、やはりここはこういった『解釈をするのが合理的』というような言葉でしか結べないということもございませるので、こういったふうに記載してござい

ます。(略) 中間的なものというよりも、原子力規制委員会として最終的な結論に導くためには、こういうふうな言葉で取りあえず、取りあえずという言葉はおかしいですけれども、報告書の中ではこういった言葉を使わせていただいております。

(乙A94の7頁) と回答している。

すなわち、原子力規制委員会は、本件評価書は本件有識者会合が「結論は出ない」中「取りあえず」取りまとめたものであり、同委員会による本件敷地内シームの評価の「結論」や「中間報告」という位置付けですらないこと、さらに、ピア・レビュー会合の指摘や批判等を踏まえると旧トレンチのスケッチや写真だけでは結論が出せないことから、同委員会で議論をする以前の段階においては、「解釈をするのが合理的」という他の発電所に係る評価書と異なる、本件評価書特有の曖昧な表現とせざるを得なかったことを明らかにしている。

また、前記アで述べたとおり、櫻田原子力規制部長は、本件評価書は、あくまで本件有識者会合の「最終報告」であって、原子力規制委員会による評価ではない(つまり、同委員会による中間報告ですらない)ことを明らかにしている。

#### ウ 小括

以上のとおり、原子力規制委員会は、本件評価書が、本件敷地内シームの活動性について、新規制基準適合性審査の前提となるような専門的知見に基づく科学的・総合的な判断を行ったものではないと位置付けていることが明らかとなった。

この点、前記ア及びイで述べた原子力規制庁による回答を踏まえ、田中知(さとる)原子力規制委員会委員は、「より正確・確実な評価をするためには、課題として示されたデータ等

の拡充が必要なことも理解したところでございます。(略) 審査会合においてそれこそ科学的・総合的に判断していくことが必要かと思います。」(乙A94の8頁。傍点は被告)として、科学的・総合的判断がなされているとはいえない本件評価書はさて置き、新規制基準適合性審査においてこそ、本件敷地内シームに係る科学的・総合的判断をすべきとしている。

(2) 「今後の課題」の位置付け

ア 「今後の課題」は被告の提出資料(調査結果)を十分理解することなく作成されたものであること

小林総括官の概要説明によれば、本件評価書は、「今後、より正確・確実な評価をするため」、「今後の課題」として、シームS-1に関する①「建設時等におけるS-1とその周囲の形状を示す未提示の写真やスケッチの提示」、シームS-1及びS-2・S-6に関する②「鉱物学的・地球化学的分析」、③「鉱物脈の有無とか、条線を含む構造同士の切断関係に関する検討」及び④「深部の連続性」、そのほか⑤「周辺に分布する断層(略)との関連」及び⑥「完新世の段丘形成要因」といったデータの拡充等が必要であるとしている(乙A94の5頁)。

しかし、「今後の課題」は、本件有識者会合が、事業者たる被告に対しデータ等の存否を確認することなく、かつ、これまで被告の提出した資料(調査結果)を十分理解することなく作成したものである。

この点、伴原子力規制委員会委員の「北陸電力側がまだ持っていて、出されていない資料があるという意味なのでしょうか。」との質問に対する原子力規制庁の「こちらで把握できているというよりは(略)まだあるのではないかということを確認



認して、それがあつたのであれば示していただく」との回答や、同委員の「では、別に絶対にあるはずだということではなくて、あるならばという意味でこう書かれている。」との指摘に対する原子力規制庁の「おっしゃるとおりです。」との回答から、「今後の課題」が被告に対し何ら確認することなく作成されたことが明らかとなっている（乙A94の8, 9頁）。

また、「今後の課題」には、既に被告の平成25年12月19日付け最終報告書（乙A34）等に示されたデータ等も記載されていることから、本件有識者会合が、調査結果を十分理解していないことにつき、被告の調査、検討不足として責任転嫁したものに過ぎず、被告の調査不足やデータの出し惜しみを示すものではない。例えば、上記②については、平成26年2月17日付け準備書面(6)25ないし28頁等で述べた本件敷地内シームの性状が何ら活動性を示すものではないことに関する調査結果（乙A34の2-12ないし2-42頁、乙A36の6-1ないし6-17頁等）が該当し、上記⑤⑥は本件敷地周辺の断層調査に関する事項であるところ、準備書面(6)31ないし33頁で述べた本件敷地周辺に存在する福浦断層及び兜岩沖断層と本件敷地内シームとは何ら関連性はないことに関する調査結果（本件敷地周辺の音波探査やボーリング調査結果を含む。乙A34の3-1ないし3-114頁等）が該当する。

イ「今後の課題」は本件評価書の根拠の有無を被告に確認させる趣旨であること

まず、田中俊一原子力規制委員会委員長の「S-1、S-2、S-6というのは、自ら動く断層とか、そういうものではないという理解でよろしいでしょうか。」との質問に対し、小

林総括官は、「自ら動く断層ではなくて、どこかの断層が動いた結果、変位があったというようなものだというふうに考えてございます。」として、本件評価書は、本件敷地内シームを「自ら動く断層」（いわゆる震源断層）ではないと評価したとしている（乙A94の11頁）。

これを受け、田中委員長は、「どこに起震断層（被告注：震源断層と同義）があるかとか、どういう応力がかかるかということが非常に重要」、シームS-2・S-6の「深いところにどういうふうに断層というか、そういうのがあるかどうかということが非常に大きなポイントになってくる、それが実在するかどうかというところは大きなポイント」として、本件評価書の評価は、シームS-2・S-6の地下深部に仮定される「実在するかどうか」わからない断層を根拠とするものであると指摘している（乙A94の11頁）。

これに対し、小林総括官は、「S-2・S-6の連続性ということで、深部方向とか、こういったものについての地質調査、これはいわゆる深堀りの、そういったボーリングなりをして、そういった深部に連続しているかどうか、こういったものを確認する必要があるという趣旨」（乙A94の11頁）として、前記アの「今後の課題」④が、本件有識者会合が存在を仮定したシームS-2・S-6の地下深部の断層（いわば本件評価書の根拠）の有無を被告に確認させる趣旨であるとしている。

#### ウ 小括

以上のとおり、「今後の課題」とは、被告に対しデータ等の存否を確認することなく、かつ、本件有識者会合が被告の提出した調査結果への理解不足を認めることなく、本件評価書の根

拠を確認するよう被告に対し要求したものに過ぎない。

なお、シームS-2・S-6が地下深部に連続しないことは、これまでも述べてきたとおりであり（準備書面(6)等参照）、上記のとおり、「今後の課題」は被告の調査結果に対する本件有識者会合の理解不足によるものであるが、被告は、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査に資するため、本件敷地内シームについて更なる追加調査、検討を実施し、データ等の拡充を図っているところである。かかる追加調査、検討によって得られた知見については、「今後の課題」に対する被告の対応も含め、あらためて主張する予定である。

(3) シームS-1北西部の評価の位置付け

本件有識者会合の座長も務めた石渡原子力規制委員会委員は、「今回の評価に当たって行われた新たな調査の範囲においては、断層による変異（被告注：「変位」の誤記と思料される。）というものは確認されませんでした。」（乙A94の12頁）として、被告の追加調査結果によれば、本件敷地内シームの活動の痕跡は確認できないとしている。

そして、同委員は、「現在は残っていない原子炉建設当時の旧トレンチのスケッチや写真などの限られた資料やデータを元に活動性を議論して、S-1断層の北西部については、活断層等と解釈するのが合理的であるとして、この報告書を取りまとめたいただきました。（略）これはピュアレビュー会合での御批判などを勘案して、ちょっと表現を改めたと。これは解釈ということであるということが重要な点なのだと思います。」（乙A94の12頁）として、あくまで本件評価書は「解釈」を示したものであることを強調している（前記(1)イの更田委員長代理の質問に対する

小林総括官の回答も同旨と思料される。)

最後に、田中委員長は、「限られたデータ、特に古い旧A・Bトレンチのスケッチのデータが非常に大きな意味をこの報告書ではしているように思います。それに対して、新しい追加的なデータについては、活断層の存在というのは確認できなかったと今、石渡委員からもありました。」として、本件評価書の評価が限られた古いデータに依拠していることを指摘した上で、「今後の審査では、今後の課題の部分というのが重要になります」として、本件評価書に係る議論を締めくくっている(乙A94の12頁)。

すなわち、本件評価書は、本件敷地内シームについて、シームS-1北西部以外では何ら活動性が確認できないとした上で、シームS-1北西部について活動性があるとする1つの「解釈」を示したものとされている。

#### (4) まとめ

以上のとおり、第6回原子力規制委員会において、本件評価書はシームS-2・S-6の地下深部に連続する断層を仮定すれば本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等と評価できるとの「解釈」を示したものに過ぎず、新規制基準適合性審査においてこそ、本件敷地内シームに係る科学的・総合的判断がなされることが明らかにされている。

また、同委員会においては、委員5人全員が本件評価書の内容についてコメントしているところ、かかる状況は原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合の評価書の提出に係る原子力規制委員会においては異例であり、この点からも、本件評価書が原子力規制委員会の想定する内容(程度)に至っていないことを示すものといえる(他の原子力発電所についての評価書の提出

に係る原子力規制委員会において、これまで、委員5人全員が評価書の内容に関し意見を述べたことはない。)

ちなみに、シームS-1北西部すなわち旧トレンチ周辺について、スケッチ及び写真のみを根拠に「活断層等と解釈する」という議論は、準備書面(6)15頁で述べた平成24年7月17日に開催された原子力安全・保安院(当時)の第19回地震・津波に関する意見聴取会における議論と何ら変わっていない。かかる事実、本件有識者会合が、2回の現地調査及び8回の評価会合を経ても、何ら科学的究明が進められなかったこと、換言すれば、本件有識者会合には本件敷地内シームについて科学的・総合的に判断する知見がなかったことを示すものである。

## 2 原子力規制委員会委員長定例記者会見における田中委員長等の発言

田中委員長は、前記1で述べた第6回原子力規制委員会後の定例記者会見において、記者の質問に答える形で、以下のとおり、本件評価書についての見解を示している。

### (1) 本件評価書の位置付け

田中委員長は、「今後の課題というのがああいう風になったのは、ピアレビューなどの議論もありますけれども、十分なデータが、判断できるデータがなかなかそろわなかったということだと思っております。ですから、これからは、今日の報告書を踏まえて、きちっと事業者の方で努力していただければいいと思います。それいかんによって、結論がどうなるかはまだわかりません。」(乙A95の1頁)、「やはりそういうデータが必要だということなのです。最終的な結論を導き出すためには。」(同3頁)、「その中でも(被告注：本件評価書でも)追加的なデータの必要性を言って

いるわけですから、そのことによってどうなるかは、どっちに転ぶかは分かりません。そういう意味では白紙ですね。」（同 8 頁）としている。

すなわち、田中委員長は、本件評価書によって、原子力規制委員会における本件敷地内シームの評価が定まったわけではないとした上で、本件評価書のみでは原子力規制委員会において最終的な結論を出すことはできないことを強調している。

(2) 本件評価書における「否定できない」の意味

田中委員長は、「A-B トレンチという昔のトレンチのスケッチが 1 枚だけ。それで、今回新たに追加的に調査したところだけで見れば、あの活断層、動かないという判断はされているわけですね。そこのところをどういうふうに今後審査の中で見ていくか。だから、そういうことを踏まえて、余り断定的なことを今、言えないということ、ああいう今後の課題として多分報告書の中では。だから、否定はできないということと、そうだとということとは、ちょっと意味が違うのですね。そこのところが今後の審査のポイントになると思います。」（乙 A 9 5 の 4, 5 頁）としている。

すなわち、田中委員長は、本件評価書は、本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等であると断定していないとした上で、本件評価書における将来活動する可能性のある断層等であることを「否定はできない」との表現は「将来活動する可能性のある断層等である」との意味ではないと指摘している。

この点、記者会見に同席した小林総括官も、新耐震指針の策定当時における議論において、「仮に活動性が確認できなければ活断層ではないというふうにしてしまうと、事業者が調査を十分やらなくなってしまう」という理由で、「否定できないものは活断

層であるというふうに規定した」と説明しており、「否定できない」という表現が事業者に一層の調査を促すための政策的判断によるものであることを明らかにしている（乙A95の6, 7頁）。

(3) 新規制基準適合性審査における本件評価書の取扱い

田中委員長は、「有識者会合の知見は、それはそれとして実際の審査の中で生かしていく」とした上で、「活断層だって、後でやりますと、結局、手戻りになりますよね。だから、まずそこがある程度優先的にいくことになると思います」として、新規制基準適合性審査においては、本件敷地内シームに関する議論を優先させるという見解を示している（乙A95の7頁）。

その上で、同委員長は、「S-2とかS-6の断層が深部でどういうふうになっているか。あれは露頭に見えていないですよ、S-2、S-6はね。だから、要するに地中深くに亀裂があるのではないか、断層構造があるのではないかという想像というか、予測なので、それが本当かどうかとか、そういうことを含めて相当きちんと（略）地質構造を調べていくとか、そういうことになると思うのです。」（乙A95の9頁）としている。

すなわち、田中委員長は、本件評価書の結論は、調査結果に基づく科学的・技術的判断ではなく、「想像」「予測」に過ぎず、その評価が「本当かどうか」はわからないとしており、かかる評価書が新規制基準適合性審査において重視されるとは考え難い。

(4) まとめ

以上のとおり、田中委員長は、本件評価書によって、原子力規制委員会における本件敷地内シームの評価が定まったわけではなく、被告の更なる調査、検討結果を踏まえ、新規制基準適合性審査において判断するとしており、また、同審査においては本件敷

地内シームに関する議論を優先させるとした上で、本件評価書の内容は、本件敷地内シームは将来活動する可能性のある断層等であると断定したものではなく、むしろ、「想像」「予測」に過ぎないとの見解を示している。

この点、平成28年5月10日の参議院経済産業委員会において、田中委員長は「有識者は現在のデータだけでは十分な判断に至らず、6項目のデータ拡充を求めた。」として、本件評価書の判断は不十分としており（乙A96）、また、同月12日の衆議院原子力問題調査特別委員会においても、佐々木紀（はじめ）衆議院議員の「北電の調査を踏まえておらず、評価書を今後の審査のベースにしてはいけない」との指摘に対し、田中委員長は「限られたデータだけで（安全性を）判断するのは拙速過ぎる」として、本件評価書によって本件原子力発電所の安全性を判断することはできないとしている（乙A97）。

よって、本件敷地内シームについて、原子力規制委員会の正式な評価・判断は未だなされておらず、今後、新規制基準適合性審査において優先して議論がなされ、評価・判断が示されることとなる。

### 第3 結語

以上のとおり、本件評価書は、原子力規制委員会において、本件敷地内シームが将来活動する可能性のある断層等であるとの「解釈」を示したものであり、「想像」「予測」を述べたものに過ぎないとされている。そして、本件敷地内シームについては、新規制基準適合性審査において評価・判断されるどころ、同委員会は本件評価書のみでは判断できない（しない）としている。かかる原子力規制委員会の受けとめからしても、本件評価書は、本件敷地内シームの活動性について、



専門的知見に基づき科学的・総合的に判断したものとは到底いえないことは明らかである。

よって、本件評価書は、本件訴訟における本件敷地内シームの活動性の判断材料とは到底なり得ず、本件敷地内シームが将来活動する可能性のある断層等であることを立証するものではないことは明らかである。

なお、本件評価書の内容が科学的に問題のあるものであることについては、追って主張する予定である。

以 上